

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	被災者台帳作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、被災者台帳作成事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成事務
②事務の概要	<p>災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、那珂川市内に災害が発生した場合において、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため被災者台帳を作成する。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①被災者の情報を台帳へ登録 ②宛名管理システムと突合(氏名、生年月日、性別、住所等) ③救助又は扶助金の支給に伴う受付、通知等に利用</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>番号法別表第2命令第30条に掲げる情報の他機関への照会 ①災害救助法第7条に定める救助に従事させた場合の実費の弁償又は扶助金の支給に関する情報の照会 ②被災者又は当該被災者の保護者に係る障害児入所給付費の支給に関する情報の照会 ③身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報の照会 ④精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報の照会 ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の入院措置に関する情報の照会 ⑥被災者又はその保護者に係る障害児通所給付費、特例障害時通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給に関する情報の照会 ⑦妊娠の届出に関する情報の照会 ⑧介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する情報の照会 ⑨被災者又はその保護者に係る特別児童扶養手当の支給に関する情報の照会 ⑩障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する情報の照会 ⑪自立支援給付の支給に関する情報の照会</p> <p>※被災者台帳作成事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③システムの名称	システムなし(エクセルにて処理)、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条 別表第一の36の2の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	1.番号法第19条 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(被災者台帳作成事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「被災者台帳の作成に関する事務」が含まれる項(56の2の項) 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) なし (主務省令における情報照会の根拠) 第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 安全安心課
②所属長の役職名	安全安心課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 安全安心課 Tel.092-408-4736
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 安全安心課 Tel.092-408-4736

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月15日	I-5②所属長の役職名	安全安心課長 入江 省二	安全安心課長	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町長	福岡県 那珂川市長	事前	
平成30年10月1日	I-7 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 住民生活部 安全安心課 Tel.: 092-408-4736	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 安全安心課 Tel.: 092-408-4736	事前	
平成30年10月1日	I-8 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 住民生活部 安全安心課 Tel.: 092-408-4736	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 安全安心課 Tel.: 092-408-4736	事前	
令和1年6月30日	I-5.評価実施機関における担当部署	住民生活部 安全安心課	市民生活部 安全安心課	事後	
令和1年6月30日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住民生活部 安全安心課	市民生活部 安全安心課	事後	
令和1年6月30日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住民生活部 安全安心課	市民生活部 安全安心課	事後	
令和1年6月30日	II-1.対象人数	平成30年6月15日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月30日	II-2.取扱者数	平成30年6月15日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和5年12月27日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年12月27日	II-1取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	